

USPTO、最終拒絶後の審査官対応に関する取組（AFCP 2.0）を廃止

2024年10月2日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、田畑

USPTOは、10月1日付の官報において、審査官による最終拒絶後の手続きとして運用されてきたAFCP 2.0¹の廃止を発表した²。AFCP 2.0は、2024年9月30日を期限として運用されてきたが、2024年12月14日まで運用期間が延長され、その後廃止される。

AFCP 2.0は、出願人が審査官から最終拒絶の通知を受けた場合、クレームされた発明を拡張させない補正を伴うことを条件として審査官に再考を求めることができる手続きである。補正されたクレームの全てが特許可能でない場合、審査官は出願人との間で面接を設定する。

最終拒絶後に出願人が継続出願を行うことを抑制して審査期間を短縮すること、そして、出願人と審査官との協力を促して審査を効率化することがAFCP 2.0の目的とされている。USPTOは、AFCP 2.0を試験的なプロジェクトとして無料で提供し、その効果を検証してきた。2016年以降は、年間60,000件以上のAFCP 2.0が実施されている。

AFCP 2.0を廃止する理由として、USPTOは、そのコストを挙げている。審査官がAFCP 2.0に利用した業務時間などから試算されたコストは、2022年度において1,500万ドルとされている。

USPTOは、上述のコストを踏まえて、2024年4月に公表した料金改定案の中で、AFCP 2.0を有料化する提案を行った³。出願人から費用負担に合意が得られる場合には、AFCP 2.0を継続する方針であったが、出願人からは否定的な反応が示されたため、AFCP 2.0の廃止が決定した。

AFCP 2.0廃止後の後継となる取り組みは提案されておらず、出願人は、例えば、特許規則CFR 1.116に基づく最終拒絶後の補正、また、審査係属中での審査官への面接依頼などにより対応を行うこととなる。

(以上)

¹ After Final Consideration Pilot Program (AFCP)を引き継ぎ2013年から運用されている。

² Extension and Termination of the After Final Consideration Pilot Program 2.0

³ 1請求当たり500ドル（小規模事業者：200ドル、極小規模事業者：100ドル）